

## 平成15年度税制改正（消費税について）

平成15年の税制改正では、消費税についての改正が行われています。

\* 課税売上高が1,000万円超3,000万円以下の事業者は新たに消費税の課税事業者になります。

消費税の事業者免税制度について、その適用が従前の課税売上高が3,000万円以下から1,000万円以下に引き下げられ、適用を受けられる事業者の範囲が縮小されます。つまり、課税売上高が1,000万円超3,000万円以下で、これまで免税事業者だったところは消費税の課税事業者となり、新たに消費税を納付しなければならなくなります。

\* 課税売上高が5,000万円超2億円以下の事業者は本則課税になります。

消費税の簡易課税制度について、その適用が従前の課税売上高2億円以下から5,000万円以下に引き下げられ、適用を受けられる事業者の範囲が縮小されます。つまり、課税売上高が5,000万円超2億円以下で簡易課税を選択していた事業者は、本則課税に移行しなければならなくなります。

\* 適用かどうかは基準期間の課税売上高をもとに考慮する。

免税点制度および簡易課税制度の適用上限引き下げの適用時期は、次の通りです。

法人 平成16年4月1日以後開始する課税期間

個人 平成17年1月1日以後開始する課税期間

個人事業者：平成15年（平成15年1月1日から同年12月31日）分の課税売上高によって判定。

\* 消費税の総額表示方式の義務付け

1. 内税方式が義務付けられることとなった。外税方式の場合は消費税等の額を足した金額をあわせて表示する必要がある。
2. 平成16年4月1日から適用される。

< 総額表示方式の例 >

5,250円

5,250円（税込）

5,250円（料金5,000円）

5,250円（うち税250円）

5,250円（料金5,000円、税250円）

5,250円（税込5,250円）

これに伴い課税事業者の価格表で従来、税抜表示になっていたものの改訂作業が必要となります。